

4月から次の福祉手当制度の手当額が改定されます

「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」の額は、毎年公表される「全国消費者物価指数」に基づく物価変動率により改定しています。

今般、令和3年の物価変動率（△0.2%）に基づき、以下のとおり手当額が引き下げられます。

◆福祉手当制度手当額

	令和4年3月分まで（月額）	令和4年4月分から（月額）
特別児童扶養手当1級	52,500円	52,400円（△100円）
〃 2級	34,970円	34,900円（△70円）
障害児福祉手当	14,880円	14,850円（△30円）
特別障害者手当	27,350円	27,300円（△50円）

※各福祉手当の受給対象者は、重度の障害がある方です。

詳しくは、健康福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

◆問い合わせ 健康福祉課 障害福祉係 ☎0738-23-5645

4月から児童扶養手当の手当額が改定されます

児童扶養手当の手当額が、令和4年4月分（5月11日支給分）から引き下げられます。

◆児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、生活の安定と自立を図るために手当を支給する制度です。

※手当の支給に関しては、所得制限などがあります。

◆児童扶養手当額

		令和4年3月分まで（月額）	令和4年4月分から（月額）
本 体 額	全部支給	43,160円	43,070円（△90円）
	一部支給	43,150円～10,180円	43,060円（△90円）～10,160円（△20円）
第 2 子 加 算 額	全部支給	10,190円	10,170円（△20円）
	一部支給	10,180円～ 5,100円	10,160円（△20円）～ 5,090円（△10円）
第3子以降 加 算 額	全部支給	6,110円	6,100円（△10円）
	一部支給	6,100円～ 3,060円	6,090円（△10円）～ 3,050円（△10円）

◆問い合わせ 社会福祉課 福祉児童係 ☎0738-52-5033

～後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ～

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。

保険料は、等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。所得の少ない方には世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の均等割額軽減制度があります。また、保険料の賦課限度額（上限保険料額）が66万円に変更されます。

令和4年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額 （上限保険料額）
令和4・5年度（年間）	50,317円	9.33%	66万円
【参考】令和2・3年度（年間）	50,304円	9.51%	64万円

◆問い合わせ 市役所国保年金課 ☎0738-23-5530
和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688